

高崎市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり廃止する旨、告示する。

この処分は、平成28年3月16日からその効力を生ずるものとする。

平成28年3月16日

高崎市長 富岡 賢治



1 廃止理由

群馬県コンベンション施設整備事業の施行に伴い、土地を合筆するため。

2 廃止内容

町	字	地番
岩押町	若宮西	154、155-1
	佐野堀添	198-2、198-3

上記区域の字を廃止する。